

広聴特別委員会記録

令和4年4月13日

【開催日】 令和4年4月13日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時～午後5時30分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	岡山明
委員	中島好人	委員	長谷川知司
委員	古豊和恵	委員	松尾数則
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	島津克則
------	------	-------	------

【審査内容】

1 モニター制度について

午後3時 開会

矢田松夫委員長 ただいまより、広聴特別委員会を開催いたします。本日の付議事項については、皆さん方のお手元にありますように、モニター制度の取組について、御意見なりを頂きたいというような委員会ではありますが、私は大体意見が出尽くしたというふうに見ておりますので、もう今日で、最終的な要綱について、皆さん方の御意見を頂くということにしていきたいと思っております。結果として、まだ議論が必要だというふうになれば、それは結果論でありますので、まず、皆さん方の御意見を頂く中で話を進めていきたいと思っております。お手元の資料は、昨年12月から議論をしてきた内容をまとめたものであります。それでは順番を追っていきますので、これで良ければ、この内容で行きたい。まだ議論する余地があれば、最初に言いましたように、議論していきたいと

というような進め方でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは第1条については、議論しておりませんので、第1条の設置については、このままで行きたいと思いますが、御意見はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）第2条については、モニター設置要綱の定義であります。これについて、御意見はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）第3条の職務については、数々議論してきました。基本的には、モニターについて、このようにやらなければならないというようなことじゃなくて、努めるようにするというふうに少し柔らかい表現に変えてきました。

島津議会事務局次長 前回、設置要綱の改正案をとということでしたので、事務局と正副委員長とでまとめてみました。もともとの職務の第1号と第2号を一つにしまして、モニターの職務としては、市議会に関する知見を得るために次のいずれかを行うこととし、三つですが、本会議、委員会又は政策討論会を傍聴し、又はインターネットにより視聴すること。二つ目として、市議会の報告会に参加すること。三つ目として、市議会の議会だより、ホームページ、又はフェイスブック等を閲覧すること。前回、努めることというふうにと話でしたが、その後の意見交換会に出席するためには、知見を得るためには、何らかのことは見ておく必要があるだろうということから、ア、イ、ウのどれかは必ずすることを職務というふうにしております。それから、第3号、第4号は、第1号、第2号を一つにした関係で、第2号、第3号というふうに繰り上がることとしております。

矢田松夫委員長 事務局から説明がありましたが、（1）、（2）、（3）にまとめたということであります。

古豊和恵委員 （1）市議会に関する知見を得るためにと書いてありますけれども、これは市議会をただ傍聴し、視聴し、報告会に参加してみたいな感じですか。意見交換会と書いてありますけれども、これは市議会をよりよくするために、市議会に意見を言うためのモニター制度ではないかなと

私は理解していたんで、知見を得るためだけというのは、そこで少し引っ掛かるんですが、皆様いかがでしょうか。

矢田松夫委員長 私が最初から言っははいけませんけど、設置の第1条を見てくださいね。知見とは、設置の第1条に書いてあることを、知見というんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。委員の方で、古豊委員が言われたことについて、御意見ないですか。

松尾数則委員 基本的に知見とかいうような表現が市民に向けて適切ではないという意味なんですか。

古豊和恵委員 知見というのは、要するに市議会をただ知るためだけのモニター制度かなと私は認識しているんですけども、いかがでしょうか。要は市議会をよりよくするため、将来の展望というか、未来を見据えてのモニター制度ではないかなと私は思っていたのですが、知見だったら、ただ視聴し、意見交換会に出席し、ただ見るだけの会なのかなみたいな感じがしたんですけど、もう少し突っ込んだ……

中島好人委員 第1条には、広く市民の意見を聞く、モニターから意見を聞くという大きな枠です。職務というのは、前は「すること」となっていた内容なんですけども、これは少なくとも、この三つはやってください、本会議と委員会とか、少なくともこのことは職務として、やってくださいよということですから、基本的な意見を聞いてくださいというのは第1条であるわけですから、ここは狭めた内容として僕は捉えていたんですけど。

島津議会事務局次長 古豊委員の言われることはもっともだと思います。今までは、第1号、2号については、意見を提出することがモニターの職務でした。今回からは、意見交換会で意見を聴取することになりましたので、ここはちょっとまた検討させていただきたいんですが、第3

号のところで「市議会の意見交換会に出席し、意見を述べること」とすれば、職務としては、知見を得て、意見を述べるということが職務になるのかなというふうには思います。「意見交換会で意見を述べる」を入れていなかった関係で、第9条にあるモニター意見の取扱いということで、広聴特別委員会は、意見交換会で聴取したモニターの意見をどう取り扱うかということを決めておりますので、今のところについては、もう1回検討させていただいてもよろしいでしょうか。

古豊和恵委員　お願いします。

矢田松夫委員長　今の知見を得るためという知見という言葉の字句の修正ということですか。

島津議会事務局次長　モニターの職務そのものです。もともとが、ここで意見を提出することがモニターの職務だったんですが、そこをなくしてしまった関係で、意見を言うことが職務になっていないというふうに古豊委員は言われたと思うんです。知見を得ることとか、参加することだけが職務なのかという質問だったので、ここの第3号のところで「意見交換会に出席し、意見を述べること」というふうにすれば、意見を出すことがモニターさんの職務になるのかなと思います。要は第1号で知見を得て、第2号で市議会の調査に回答し、それから第3号で意見を出すことが職務になるということに変えれば、そういうことになろうかと思いません。

岡山明副委員長　確認しますが、第3条の「市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする」は残すんですね。（1）に市議会に関する知見を得るために次のいずれか行うという部分が残るということですね。

島津議会事務局次長　そのとおりです。

岡山明副委員長 古豊委員から知見という部分が出ました。それは、最初の部分でモニターの職務にという状況で、島津次長も言われましたので、その辺で、ちゃんと聞くことも必要だけど、意見を述べる必要があるということで、その知見の部分が職務にちゃんと入っているという状況だと私は理解できると思います。

古豊和恵委員 私はそのように思っております。

中島好人委員 市議会との意見交換に出席し、意見を述べることまで書く必要はないのではないかと。そもそも意見交換会というのは、意見を言うためにやるわけだから、意見を述べることまで書かなくていいのではないかと思います。

島津議会事務局次長 事務局も当初そう思っておりましたので、ここには書いていなかったんですけども、そういう視点もあるということで、もう一度、検討したいというふうにお答えしました。

古豊和恵委員 個人で手を挙げられた方は、意見をしっかり持っていらっしゃると思うんですけども、団体推薦で出られた方というのは、それなりの意見というのを持っていらっしゃるかどうかが疑問ですし、分からないまま参加されていると思うんです。そうすると、その場で意見を述べることは、非常に難しいのではないかなと思いますし、最初から最後まで、一切発言なしの方もいらっしゃるのではないかなと思います。しっかり勉強して、市議会に対して意見をしっかり持って、意見交換会に参加するという前向きな姿勢で参加してほしいかなと思いますので、出席し、意見を述べるで私はいいのではないかなと思います。

矢田松夫委員長 ほかにないですか。事務局で検討するということでしたが、第3条の第3項ですね。あとはいいですか。第3条全体でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは定員及び任期、第4条につい

てであります。市議会モニターの定員は、15人程度とすること。それから、任期は1年とする。再任を妨げない。ここは議論したところですが、こういう内容でいいですか。

松尾数則委員 任期1年という話もあったし、ただ基本的には任期3年、これからの議会モニターの運営については、任期も兼ね合わせると、すんなり行くんじゃないかという意見もあったんですよね。その辺の意見については、基本的にはまだ取決めはしてないような気がするんだけど。1年でできるかなという気はする。7月1日から任命して、これから1年間でやって、また1年たったら交代。再任は妨げないとなっていますけど、いろいろな話の中で2年はあり得ないということで、基本的には3年ぐらいだったら、しっかりとした議会モニターの活動ができるんじゃないかなという思いで3年というのを提案したんですけど。

吉永美子委員 先日の委員会の中で意見が出たところでは、やはり3年だと、すごいがっつり3年間辞められないという思いでおられるというところで、やはりかなり縛るのではないかというような議論をした記憶があるんですね。基本的には、雰囲気としては1年でいこうというふうに私は取って帰りました。そのとき3年ではないというふうに思って帰っています。ほかの方はいかがでしょうか。

松尾数則委員 3年というのは長すぎて、退かれる方もいらっしゃるんじゃないかというような点なんですか。実際にじっくりと議会モニターを運営していこうと思うと、1年交代で本当に可能だと思いますか。本当に議会モニターとして活動してもらうには3年ぐらいでじっくり構えてやらないといけないと私は思っています。1年のほうがいかにもいいような気がしますけど、本当に議会モニターとして活動してもらうためには、1年ではできないような気がするんです。

古豊和恵委員 確かにふわっとした形で1年かなあみたいな感じで終わった

かもしれないけれども、別にそれで決定で終わったわけではなく、1年又は3年もあり得るという形もあったのかなとも思っております。先ほど私が言いましたけれども、意見を述べようと思うと、1年で果たしてそれだけの知識が付くのであろうか、ホームページ、フェイスブックで閲覧して勉強しなさいよというふうになっていきますけれども、1年の間に集中して勉強ができて、市議会の意見交換できちっと自分の意見が言えるようになるのかなと思います。私もあれから、いろいろ考えてみまして、自分の意見として、市議会とはこういうものだなというのがきちっと理解もできて、自分の意見もはっきり言うには3年ぐらい掛かると思います。3年は長くはないと思うんです。私もいろんな役をしてきましたけれども、どれも最低3年、長いのは5年ありますので、3年間やってみて、その職務がやっとな身に付くのかな、理解できるのかなと、私もそのように理解しております。

中島好人委員 僕は知らないんだけど、モニターしてきた人たちの意見がどうだったのか。市民にお願いして、モニターになってもらって、一緒になって取り組んでいた人たちは、前は何年やったんですか。前の記録を見たら、モニターの人からの意見で2年は必要だとあった。1年だったら何しようかで終わる。だから、少なくとも2年は必要です。1年、2年、3年という資料が出たんですね。本来、モニターというのは、個人で応募してくる人たちは、一緒になって市議会の活性化のために、やっという意欲のある人ですから、ある意味では何年もやっという前に出た議論では、団体から人が出てきたら、1年で交代したりするからというような意見も出たわけですよ。本来なら、いろんな役員体制で、1年で交代するというような体制はあんまりないんじゃないかというふうに思うんですよ。まして、僕らの市議会というのは、普通の団体、組織とは違って、市政全体とのかかわりもあって、それなりの期間が、ある意味では必要じゃないかなという感じを持っています。基本的には2年は必要と思っているんですけども、前のときに3年と言っただったら、あと1年しかないという意見まで出たわけよね。だから2年、

2年とか思ったりしたんですけども、そういう団体もあるから、1年のほうでいいんじゃないかなという流れで来たんですけど、確定されていないという話が出てくるなら、僕は1年は短いというふうに思います。

吉永美子委員　そうすると前回のときに話が出たのは、2年だと、次の会の方は1年になりますよねという話になったわけですよ。だから、1年か3年のどちらかに、現実的にはなるのかなというところがあったので、そうなってくると、中島委員は3年でということですね。

矢田松夫委員長　ほかにないですか。3月29日にはっきり3年と私が言っただけあって、総体的に皆さん方の意見の中では、1年でいこうというような雰囲気、松尾委員も1年ということも言われましたので、（発言する者あり）いやいや、議事録に載っているからいいけど、そういう雰囲気の中で、今日は1年というまとめで、案文を作って、皆さん方に示しているというのが、この前の会議の集約だったんです。また今日になって、また3年というのが出ましたら、まとまりが付かないから、どうするか。もう採決という状況ではないでしょうか。議論を積み重ねて、結論を出すのが委員会だと思うけど、もう12月から1年、3年、1年、3年の繰り返しなんですよ。でも、その結果、前回のときに1年でいこうというふうなことになるんですけど、どうしましょうか。休憩して良い案が出ますか。（発言する者あり）3時40分まで休憩します。

午後3時30分　休憩

午後3時40分　再開

矢田松夫委員長　それでは休憩を解き、広聴特別委員会を再開します。先ほどの議論については、第4条の第2項ですね。市議会モニターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げないということでありませうけれど、いろいろ議論が飛び交っておりますので、取りあえず、第4条の第2項につ

いては置いておきまして、次のほうに行きたいと思いますが、皆さんいいですか。（発言する者あり）15名については、皆さんから意見はなかったですが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次の第9条です。第9条について読み上げます。広聴特別委員会は、第3条第3号の意見交換会で聴取したというのは、先ほど言った第3条の第3項ですね。市議会との意見交換会に出席すること、これですね。モニター意見を必要に応じて検討し、その結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に属するものであるときは、広聴特別委員会は、当該委員会の意見を聞くものとするというように修正いたしました。ですから、モニターの皆さん方の意見は、全てが意見交換会であるというところに落ち着きましたが、いいですか。御意見はないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そして第9条の2項においては、議長はということで、その結果を次の意見交換会で市議会モニターに報告するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとするというような流れになってきますが、いかがでしょうか。ここは変わっていないんですけど、こういう流れがあるということですが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、任期が1年か3年かを少し棚上げしまして、次のモニターの公募について、皆さん方にお諮りします。これについては、個人と団体、両方で公募していくというように決定しました。これについては、御異論ありますか。

吉永美子委員 公募はあくまでも公募で、団体は推薦ですよ。

矢田松夫委員長 皆さん方、前回の宿題ですが、団体から推薦を頂く場合は、どの団体から推薦を頂くか、皆さん方の御意見を頂きたいということがあります。

松尾数則委員 前回、団体に公募を掛けられたと思うんですが、どういう団体か知りたかった。

矢田松夫委員長 それを今日皆さん方にお諮りする、出していただくということに決めたんじゃないかね。逆にそっちのほうに聞きたいんです。

松尾数則委員 その辺の事例が分からないと出しようがないでしょう。前はどいう団体だったのか、認識が足りないもんですから。

矢田松夫委員長 前回のですか。（「前回の」と呼ぶ者あり）前回は皆さんに既にお渡しして、どの団体からは言わなかったけれど、人数の資料を出したですよ。

中島好人委員 前回の委員長からの資料ですけども、団体推薦とあるのが、女性団体連絡協議会、小野田青年会議所、小野田商工会議所、山陽商工会議所、文化協会、消防団、これを書いてあります。

松尾数則委員 今の中島委員に挙げていただいた団体名が、今回、団体で入ってこられた方の団体という意味ですか。（「前回の」と呼ぶ者あり）もちろん前回のです。だから、これが団体推薦を受けて、委員として出られた方の名簿なんですよ。

古豊和恵委員 名前を挙げられ団体に、まず打診をしてみるのがいいのではないかなというふうに思います。

長谷川知司委員 前回のメンバーで、ちょっとそうではなかったのは、若い方の意見を聞くということで、若い人は逆にそういうのを聞いたりする余裕がないかもしれませんので、私立幼稚園連盟の役員になっていただく。それから、市PTA連合会、それともう一つ、老人クラブにも声を掛けたらどうかと思います。

矢田松夫委員長 私立幼稚園連盟ともう一つはどこですか。三つ言われたよね。

長谷川知司委員 市P連。市P連はちょっとどうか分かりませんが、それから老人クラブです。

吉永美子委員 若い人に入っていただきたいという思いで、前回やっていますから、それは大賛成です。幼稚園連盟があったので、保育協会も声を掛けていただけるといいと思います。

矢田松夫委員長 ほかにございませんか。

吉永美子委員 定員が15人で確定したということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうなってくると、その中で団体推薦をどの程度でお願いするのかというのをきちっと決めておいたほうがいいと思います。でないと10団体ありますから、10団体が全部オーケーだったら、公募は必然的に5人程度になっていくというふうになってしまうので、前は6団体でしたけども、団体をどの数ほどにするかも決めた上で、優先的にどこからお願いしていくかとか、具体的に決めておく必要があるんじゃないでしょうか。いかがですか。

古豊和恵委員 逆に個人は何名とかいう枠があるんですか。個人の人数は団体が決まって、個人が決まるんですか。それとも、個人の人数が決まって、団体が決まるんでしょうか。

吉永美子委員 前は10人程度でしたから、そのうちの公募が4人、団体が6人でした。しかし公募が11人来られて、委員会を開いた中では、せっかくだから全員になっていただきましょうという委員の皆さんの声でしたので、全部で17人になったんです。

松尾数則委員 新聞に出たんだけど、若者会議というのがある。これは団体のうちに入るかどうか分からないんだけど、そういうもんは難しいんだろうかなと思って。

吉永美子委員 若者会議の構成メンバーは市の若い職員とか、理科大生とか、そういう形になっているから、それをどうするかですね。若者会議の中から一人出ていただくのか。でも市の職員はあまりよくないでしょうから、その辺の考え方は難しいと思います。

中島好人委員 モニター設置要綱からの考え方からすると、モニターは市議会に関心があって、やってくる人ですから、公募を基本にするのは、僕は当然じゃないかなというふうに思います。ですから、団体が10人出たら、公募が5人だという話にはならないほうがいいんじゃないかなというふうには思います。だから、大ざっぱに言えば、本来公募で10人程度としていたんですから、10人程度は確保して、プラスアルファという感覚で団体推薦を僕は承知したわけですから、考え方としてはそういう考え方がいいんじゃないかなというふうに思います。

島津議会事務局次長 事務局がここを15人としたのも、委員会の中で、公募は今までどおり10人を基本とし、団体も今までと同程度ということでしたので、15人程度というふうに案を出させていただいたところです。

吉永美子委員 そういうことで委員の皆さんがオーケーということであれば、これまでどおり6団体ということで、されたらいかがですか。

矢田松夫委員長 ほかにないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）基本的に、中島委員が言われたように、個人公募を中心として、団体推薦については、6団体程度に持っていきたいと思いますが、いいですか。

松尾数則委員 消防団なんかは、いろいろ話してみたけど意味がないかなという気がしている。一応この辺から外してもらいたいなと思っている。

矢田松夫委員長 ほかに長谷川委員からも意見が出た「団体」もありますの

で、基本的に、そういうことでいいですか。

岡山明副委員長 商店街と言ったらおかしいんですけど、ああいう形はどうなんですか。（「商工会議所以外か」と呼ぶ者あり）商工会議所の中に入りますか。小野田駅前の商店街関係の組合とかありますよね。それを入れたらおかしくなりますか。

矢田松夫委員長 前回の3月29日に、今日皆さんが希望するのを持ってこいと、発表してくれと言ったから、もうどんどん出してもらえばよかったんですよ。もうこれでいきますよ。いいですか、基本的に。（「はい」と呼ぶ者あり）次は、先ほど言った個人の方ですよ。個人の方の周知の方法、これまでは議会だよりとか、宇部日報に出たかね。私も見たような気がするんです。そのあと委嘱状のメンバー表、この結果が出ましたけど、その前の募集の方法です。こうしたらいいんだという御意見がありましたら。どのような方法によって、募集の案内を出していくのか。

吉永美子委員 議会だよりは間に合わないんですか。

矢田松夫委員長 議会だよりは、私の情報では4月18日が締切りだというふうに聞いております。

長谷川知司委員 議会に興味があるという人を考えるのであれば、議会だよりに掲載するのが一番。二番目に市広報に掲載するというような形で、行政とか議会に興味持っている人は、そういうものは当然読まれると思いますので、それがいいかなと思います。

松尾数則委員 長谷川委員の意見に賛成です。5月15日号の議会だよりには、案内だけでも出しておいたほうがいいかなという気がします。

古豊和恵委員 私も長谷川議員に賛成です。

吉永美子委員 極力周知を徹底するというところで、議会だよりは当然ですし、市の広報というのは無理なんでしょうか。当然議会のホームページですよ。かねえば宇部日報ということをお願いしたいですけど、いかがでしょうか。

島津議会事務局次長 そもそも宇部日報は、うちの出しているものじゃないんで載るかどうかわかりません。前は、議会に関心があるということで、議会だよりと議会のホームページ、それからフェイスブックで募集をかけていたと思います。

矢田松夫委員長 基本の基ですが、それ以外に皆さん方の御意見はありますか。こういうのをしたらどうなのか、こういう方向で公募を掛けたらどうなのか。

吉永美子委員 より周知するという意味で思ったので申し上げるんですけど、YouTubeで初めてやります、議会報告会そのものは中止ですというポスターをお願いしていますよね。お願いしているところに、その期間だけ、1か月ぐらいでしたよね。その期間だけこれを貼っていただくことができますかというお願いはいかがでしょうか。モニターを募集しておりますということです。そのポスターです。いかがでしょうか。

矢田松夫委員長 これについて皆さんどうですか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではポスターの書き手は古豊委員です。また相談しましょう。これも採用していくということで、ほかにありますか。

岡山明委員 募集開始は5月15日ですけど、広報に出すのは1回だけですか。

島津議会事務局次長 議会だよりは、5月15日号の次は8月15日号ですから、議会だよりでは、1回だけということになります。市の広報は、1

日号と15日号ですから、載せるとしたら募集開始の日に合わせて載せることになるかなというふうに思います。それから、議会だよりということがありますけども、実はもう議会だよりの1校は締切りが過ぎておまして、もう1校の調整はやっていたところです。それを見ると、前回ほどのスペースは取られていなかったと思います。

矢田松夫委員長 公募の方法、手段についてはいろいろ出ましたので、そういったあらゆる手段を使って、個人の公募をしていくということは、市民の皆さん方にアピールしていくということ。そしてポスターも作っていくということです。次に日程をお示しします。今から言います日程の中で、少し軌道修正をしなければいけないというのが、まず議会だよりについては、そのスペースがないという話です。それから、個人の公募をする場合、時間的にどうなのかということがあります。それから、本来なら、普通であれば、6月30日が任期の終了です。7月1日からスタートというような日程をこれまで組んでいたんです。これを少し遅らせるような状況。1年にするか3年にするかまだ固まっていないので、公募を掛けられるのかということです。議会だよりも載せるところがない。こうなるとだんだん最後の締切りの日にちを延ばさざるを得んというような状況に、広聴特別委員会の中では来ているんじゃないかと私は思うんですが、皆さん方は、日程的なことについて御意見がありますか。

長谷川知司委員 事務局へお聞きしますが、よくあるのはQRコードをかざして、それを見てくださいというような形にすれば、議会だよりのスペースはそんなに要らないかなと思うんですが、QRコードが作れるかどうかです。

島津議会事務局次長 ホームページ上に募集のページを作れば、QRコードを載せることはできます。議会だよりも多分スペースはありますので、もし急遽決まるということであれば、載せることは可能ではないかというふうには思います。そこは委員長同士でお話をしてもらえばと思います。

松尾数則委員 いろんな情報が飛び交っているけど、5月15日号の議会だよりには、載せるべきだと思うんですよ。委員長同士で話し合っていたら可能であるという意見もありましたんで、それに載せられるような状況を作ったほうがいいんじゃないかという気がします。決まってることといえば、任期は1年か3年かというようなことであれば、ここで話し合っただけで、きちんとしたものにするというようにしたらどうかと思います。

長谷川知司委員 やはりスタートは7月1日がいいかなと思いますので、もし期間的に間に合わないようであれば、募集期間1か月を少し短くすることも考えて、7月1日スタートを守りたいなと思っています。

吉永美子委員 4月18日が議会だよりの締めなんですよ。違うんですか。

島津議会事務局次長 本来2校の締切りは、今週の金曜日じゃないかと思えます。火曜日に広報特別委員会がありますので、その前までにできるかどうかというところではないでしょうか。2校が大体、最終的な原稿を見ることがなると思えます。

吉永美子委員 任期をはっきりしないと、議会だよりに載せるということを広報特別委員会で決めるのであれば、早く任期という部分を委員会の中で決着を見ないと、議会だよりは締めないといけないということになりますよね。それをどうするかですけど。

矢田松夫委員長 御意見ないですか。

吉永美子委員 何度も言っているかと思いますが、団体とかだと、3年間であれば長が替わることは大いに可能だというふうに思いますが、公募の方は3年という思いで出てこなければいけないわけですよ。やっぱりよ

っぼどの思いでないと、途中で辞める気で応募されることはないと思いますので、やはり市民にとって、より応募しやすい条件にしてもらいたいと思っています。

矢田松夫委員長 基本的に今からの日程調整の中で、どうしていくかということですが。議会だよりも一つの周知の手段でありますけれど、ほかにも、議会のホームページとか、フェイスブックとかで公募を掛けていくという手段もあることはあるんですけどね。議会だよりだけじゃなくてです。

吉永美子委員 やはり市の広報以上に、議会の広報ですから、間に合うように何とか最大の努力を広報特別委員会にはしないといけないと思います。そこをどうするかで、もうちょっと議論したいので、議会だよりを諦めるとするのかなの結論を出していかないといけない時期が迫っていますよね。そこだと思っています。

松尾数則委員 4月18日が議会だよりの締切り。これまでに原稿もできておこななくてはいけないというような発想でいいんですか。

島津議会事務局次長 今回の議会だよりに載せようと思えば、そうなります。次回の議会だより、例えば8月15日号でやるということになれば、また先ということになります。

岡山明副委員長 もう1回確認しますが、今回の議会だよりの締切りはいつですか。

島津議会事務局次長 本来の締切りは4月6日です。皆さん、一般質問等の原稿も出されたんじゃないかと思います。当初の締切りは4月6日、2校の締切りが、本来なら今週の金曜日となっております。

岡山明副委員長 今日は水曜日ですよね。この金曜日までには任期の話を決め

なくてはいけないということですね。議会だよりで出そうと思ったら、2日後には、もうここで決めなくては行けないことになりますかね。そうしないと出せない。金曜日は最終でいいんですか。

島津議会事務局次長 先ほど言いましたとおり、そのとおりです。仮に2校までに出なかった場合は、他の記事等を載せないといけないことになりますので、それをまた3校のところでも最終的な確認をしなくては行けないんじゃないかなというふうには思います。

矢田松夫委員長 4時20分まで休憩します。

午後4時10分 休憩

午後4時20分 再開

矢田松夫委員長 それでは、休憩を解き、広聴特別委員会を再開します。

島津議会事務局次長 先ほど設置要綱の職務のところ、市議会との意見交換会に出席することとしておりましたが、これを、出席し、意見を述べることに変更することは可能です。その場合は意見交換会に出席したら、必ず意見を述べてもらうということが職務になります。

吉永美子委員 意見交換会に出られて、ほかの方々の話で確かにそうだというところだったら、確かにそうですということだけで、意見として入れるのかと考えると、そのときに意見はなかったから、ほかのモニターから意見を言うこととなっているじゃないですかと言われたときが、ちょっとそこまで。年4回やる予定ですよ。皆さんいいですよ。違うんですか。（「定例会ごとね」と呼ぶ者あり）ですよ。年4回やって、今回はほんとそうだなあと思って帰ってはいけないということですか。絶対に意見を言うこととなると、あなたのおっしゃるとおりです、意見

として見てくれるのかどうかというのが、意見を言うことと書くこと自体が、どうなのだろうというふうに思います。出席されること自体がすばらしいと思うので、意見を言うことまでは書かなくてよくないでしょうか、どうでしょうか、皆さん。

古豊和恵委員 個人にしても、団体推薦にしても、ある程度自分の意見を持っている方が出席されるはずなんです。特に個人に関しては、自分がモニターに応募されているわけですから、意見を必ず言われるはず。団体推薦の方も、代表として来られているわけですから、しっかり意見を言われると思います。だからそういう心配は要らないのではないかなと思います。

長谷川知司委員 心配は要らないというのであれば、出席することだけでもいいんじゃないかと思うんですが。

古豊和恵委員 意見を述べると書いているからこそ、自分が参加したときに、きちっと自分の意見が言えるのではないかなと思いますので、意見を述べると書くのは必要ではないかなと思います。

矢田松夫委員長 今の話だけちょっと決着しましょう。御意見はないですか。休憩の前の意見をまとめないといけんのがあったんですけど、今の話が出ておりますので、職務の第3条の第3項、市議会との意見交換会に出席すること。出席し、意見を述べること。この二つおりの方法があったんですが、それについて意見が出ております。まとめていきたいと思いますが、どうですか。出席し、意見を述べること。これがスマートでいいと思うんですけども、それ以外に何かありますか。中島委員が言ったように、あえてそれを書かんで、出て意見を述べるのは当たり前じゃないかという意見もあったんです。

中島好人委員 こういうというのは、全員が意見を言うものだというふうに思う

から、なくてもいいんじゃないかと言ったわけで、こういう会議では、全員に発言させるような座長が必要です。参加するということは、意見を言うことを前提として参加しているんだというふうに思うから、要らんじゃないかというふうに言ったわけで、弱めるためとか、言わなくてもええとか、そんな水準で言ったわけじゃない。もっと高いレベルでなくてもいいんじゃないかと僕は思ったわけです。

古豊和恵委員 逆に、意見を述べると書いてもよろしいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

松尾数則委員 第9条にある意見交換会で聴取したモニター意見を必要に応じて検討しとあるから、モニター意見を出すのが当たり前という形になっているんですよね。第3条でも、そのようにしたほうが整合性が取れるかなという気はしますね。

矢田松夫委員長 この条文のままでいいということですか。

松尾数則委員 第3条に「意見を述べること」と入れるというのは、事務局が言われた内容です。

中島好人委員 僕はもうこれでいいと思うんだけど、あったほうがいいとこだわる人がおるんなら、別にそれはあってもどうということはない。そういう判断です。

吉永美子委員 中島委員の言われることもよく分かります。もうシンプルで、言われるように、出席すれば基本的に意見を言うというところで、あえて意見を述べないとならないみたいな形まで書かなくていいんじゃないでしょうか。このシンプルでいいと私はいいと思います。

矢田松夫委員長 こだわる人がいるから議論になっているんです。どうします

か。このままでいいのか。意見を述べることを付け加えるのか。出たら意見を述べるのが当たり前じゃないかという。

中島好人委員 もし付け加えるんならば、そういうのののっとして、座長がきちんと参加者に意見を述べさせて、全員に意見を言わせるというぐらいの作業があってもいいんじゃないかなと思います。

矢田松夫委員長 会議の仕様はそれが当たり前なんですけど、この条文について、このままでいいのかの話をしているんですよ。会議の運営は言われたとおりなんです。意見交換会に出て、そういうふうにしたほうがいいというのは分かるんですが、この条文でどうなのかというのが今の議論なんです。これを先に決めましょう。

古豊和恵委員 私はこれでいいと思います。（発言する者あり）私は、意見交換会に出席し、意見を述べるのほうがいいと思います。

矢田松夫委員長 このままではなく、付け加えるということでしょ。（「はい」と呼ぶ者あり）どうですか。

松尾数則委員 第9条の整合性からいって、意見交換で生じたモニター意見を必要に応じて検討するというような表現になっているんで、ここに意見を述べると入れたら、整合性がうまく取れるんじゃないかなというふうに、そういった意味での発言です。

矢田松夫委員長 付け加えるということですね。出席し、意見を述べるということふうに、ここを修正するということですね。

中島好人委員 僕はこれでいいと思うんだけど、こだわる人がいるんなら、意見を述べることと入れてもいいというか、入れるほうでいいですよ。

長谷川知司委員 私は出席することだけでいいと思います。あとは座長の運用で、どうとでも行くと思います。

矢田松夫委員長 座長というのは意見交換会の座長の話でしょう。私のことじゃないんですよ。

岡山明副委員長 私はそのまま出席し、検討するとか意見を述べると入れてもいいんじゃないかと個人的に思います。

吉永美子委員 皆さんがそこまで厳密に書くべきというところであれば、それは致し方ないかと思うけど、シンプルなほうがいいと思っていて、上のはシンプルでございますよ。視聴すること、参加すること、閲覧すること、回答すること、出席すること、それでいいんじゃないですかと申し上げています。その思いもあります。

古豊和恵委員 出席し、意見を述べることも誠にシンプルだと思うんですけど、そんなに難しくはないと思います。

松尾数則委員 吉永委員の話では、委員会に出席することと、シンプルにしておいたほうが、手が挙げやすいというんですか。議会モニターとして手を挙げやすい。こういう形で、意見を述べるとか付け加えるよりは、今の表現のほうがシンプルで、手が挙げやすいというような表現なんですか。

吉永美子委員 そういう意味もあります。先ほど申し上げましたように、意見交換だから、議会報告会に出た、いろんなことをされた上で出るわけですから、当然思いを持って出られているけども、ほかのモニターが言われて、確かに私もそう思いますというのは意見でいいのかどうかということを上げているだけであって、どうのこうのというのを言わないといけないイメージは、応募して来られる市民に、あんまり持たせたく

ないというところで、シンプルに傍聴したり、視聴したり、参加したり、閲覧したり、調査に回答したり、出席したりということで、あんまり意見を述べなければならないみたいな感じ、ここだけが強く感じるんですよ。意見を述べることとあると述べなければならないという感じで、とても強く感じるんです。だから応募されて、来られる市民がより参加しやすいようにしていただきたいという思いです。

松尾数則委員 シンプルという意味では、第3条の第2項のほうでは、調査に回答することとなっていますし、市議会の意見交換会に出席し、意見を述べることでも同じようにシンプルな気がするんですけどね。

矢田松夫委員長 意見交換会の運用については、先ほど皆さん方は次の段階の話をされていますけど、この条文の文字が、それには言っているんだけど、この文字でいいのかどうなのかということになっていますよね。意見交換のことは、またそのときに進行方法については、いろいろ考えることがあるんですよ。それは、中島委員が言われたとおりなんです。

中島好人委員 いろいろ視聴して意見を提出することとか、ホームページやフェイスブックを見て、意見を文書で提出することをなくしているわけです。今回ののは、皆さん集まって意見交換しましょうというラフなところで集まって意見を言うというのは、当たり前のことではあるけども、シンプルとか、応募しやすいとか、そんな基準じゃなくて、ここで意見を言うということは、きちっと述べることぐらいは、それは座長が、皆さんどうですかと言えば、全員話をするようになるわけですから、あったほうがいいというふうに言う人がおるなら、それはあってもいいんじゃないかなと思います。今までの文書を提出するというのと中身が違うというふうに思うんです。

矢田松夫委員長 中島委員は、こだわる人じゃなくて、中島委員自身は、出席し、意見述べることでいいということですね。

中島好人委員 出席し、意見を述べることもシンプルです。

長谷川知司委員 皆さんの意見が、意見を述べることというのであれば、私もそれは反対すべきではないと思います。ですから、皆さんの意見のほうに従います。

吉永美子委員 私の意見はこうですけど、皆さんがそういうあれであればとさつき言いましたよね。

矢田松夫委員長 総体的に第3条の第3項については、皆さん方の意見を集約しますと、市議会との意見交換会に出席し、意見を述べることというふうに条文を追加し、改正するということでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、先ほど休憩の前に話が中断しておりましたが、市議会モニターを募集することについての広報特別委員会との調整でありますけれど、18日が最終的な締切りということでもありますので、その前に、モニター要綱が全て決まらないと、広報に原稿を出すことはできませんので、この日程について皆さん方にお諮りをいたします。1年と3年です、任期の。（「任期か」と呼ぶ者あり）皆さん方にお諮りしたいんですが、元モニターの方を協議会という形で、参考人としてお呼びして、その方の意見を聞くということも一つの手段ですが、これについて、皆さん方にお諮りをいたします。どうでしょうか。

吉永美子委員 そういうことは、やぶさかではないんですけど、そうすると、議会だよりには載せないということの前提でやるということですね。

古豊和恵委員 委員長として何か当てがあるんですか。

矢田松夫委員長 参考意見として、お話をしたいと私に言われているということです。これは皆さん方の合意の下でありますので、私のほうに来て、

皆さん方にお諮りして、モニターの経験者だから、それも必要ではないかということで、御意見を頂きたいと思うんですが、皆さん方どうですか。ただし、せっぱ詰まっております。（発言する者あり）島津次長、もう一回言ってください。

島津議会事務局次長 本来の締切りは、今週の金曜日ですけども、来週の月曜日まででしたら、記事にもできるのではないかというふうなことで申し上げました。（発言する者あり）2校の委員会が19日ですので、その前日まででしたら何とかなるかなと思います。（発言する者あり）

矢田松夫委員長 そうですね、今のところ一人です。（発言する者あり）来たいという人が一人ですから、その人に来てもらうか、もっと増やせというなら、そんな話になっていないから、また人を増やさないといけんから、取りあえず来たいという人を呼んだほうが、せっかく来たいというんだから、そういう気持ちを大事にしたいと思うんです。（発言する者あり）けど時間がないんです。（発言する者あり）4時50分まで休憩します。

午後4時40分 休憩

午後4時50分 再開

矢田松夫委員長 それでは、休憩を解き、広聴特別委員会を再開いたします。休憩の前の議論では、市議会モニターの募集について、議会だよりが間に合わないのではないかという話がありましたが、これらは全て決まらなければ、広報に掲載してくれというお願いはできないということあります。決めるためにも一つの参考資料として、モニターの経験者の方から、モニターの任期を含めた御意見を頂くということについて、お話をしましたが、このことについて、どうでしょうか。

長谷川知司委員 今言われたモニターの方は、本当にありがたいです。わざわざ来ていただいて、話していただくのはすごくいいんですが、一人というのは私もいけないかなと思うんで、次に来ていただくまでに日にちがあるかどうかです。あまりに少ない人数のモニター意見を全体の意見としたりまずいけないかなと思うんで、ある程度的人数がいけないかなと思います。

矢田松夫委員長 ほかに御意見はないですか。ただ日にち的なこともあります。長谷川委員が言うたのは、モニターの人数も言われました。私は、御依頼を受けたときには、来ていただいても結構ですよということ言うたんですけど、これは皆さん方の決めることですから、私がいいと言っても、皆さん方が「少しね」と言われればその方向に、全体的な方向に行けばそのように行きたいと思うんです。

古豊和恵委員 私は経験者の方の意見というのを聞いてみたいなと思いました。

矢田松夫委員長 聞くのはいいですよ、聞くのは皆さん方一緒なんです。その次なんですよ。

松尾数則委員 言われたように聞くのは賛成なんですけど、ただ、自称といいですか、自分が手を挙げて、話をしたいとかいうと何かちょっと引っかかる場所があって、やっぱり一人じゃなくて、何名かの話を聞いていったほうがいいかなと思っています。そのことにより、議会だよりが遅れるということになれば、延ばしても、しっかりした内容にすればいいんじゃないかなという気がします。

古豊和恵委員 これはモニターの任期を3年にするか1年にするかという議論ですよ。そうすると、モニター経験者の方に来ていただいて、複数の方に来ていただきました。「僕は3年がいいと思います」、「僕は1年がいいと思います」、「私は1年がいいと思います」、「私は3年がい

と思います」 という意見になるのであれば、ここできちっと広聴特別委員会で決めたほうがいいのではないかと思います。

中島好人委員 モニター制度ですから、僕らがうんぬんじゃなくて、モニターの人たちが経験してきたものであって、ただ単に3年か1年かという話じゃないと思うんですよね。なぜそういう形なのかとか、いろんな意味で意見が出されるのではないか。だから、そういう経験者の意見を聞くというのは、ただ、人数の確定だけじゃなくて、今後のモニター制度そのものの運び方というか、僕らが進めていく中で、参考になるんじゃないかと思うので、僕は賛成です。できれば複数の方のほうが、いろいろキャッチボールができるわけで、一人だと対面になってしまうから、物事を決めるときには、何人かで話し合った中で進めていくというのがいいので、できれば複数の方の参加を求めたいというふうに思います。

古豊和恵委員 今日が水曜日ということは、木曜日、金曜日、遅くとも月曜日までにはお願いしないといけないわけですよ。相手の方もいらっしゃる、都合もあるわけですから、その方が何曜日のいつなら来られますよと言われたとして、何人かの方に声を掛けました、いいですよという方が何人かいらっしゃったとしても、その方たちが3日間のうちに、日にちが合うかどうか、時間が合うかどうか、それもまた難しい問題でもあるのではないかな。それは委員長のほうできちっとしていただけるものなんでしょうか。

矢田松夫委員長 私が最初に言いましたように、一人のモニター経験者から、参考人として出席したいと。モニター制度そのものについての御意見も言いたい、意見を述べたいと。それは3年と1年の件もありますが、モニター制度そのものについての意見を述べたいということ、私がさっき言ったんです。私のほうに来たのは一人の方からの要望です。皆さん方が一人じゃいけん、複数となれば、また日にちが延びます。その人にまた当たらないけん。向こうから私に声を掛けた方が一人だった。日に

ち的なことがあるんですよ。日にち的なことは、議会だよりに載せなければいけないことと、一人じゃない、複数の方を呼ぶ時間的なこともあります。

吉永美子委員 ここに来て、先ほど古豊委員が言われましたように、任期のことで話を受けるのであれば、皆さんが複数という意見で、私も御意見を聞くなれば複数がいいと思っていますけれども、任期について聞くのであれば、私たちがこの委員会の中できちんと責任を持って決めるというのが大事じゃないですかと言われたので、モニター制度そのものについて、意見を聞くというのであれば、別ステージのほうがいいのかと話を聞いていて思いました。

岡山明副委員長 私の意見は、今回一人というのは非常に難しいという状況、皆さんと同じような考えです。委員会としては任期という状況ですよ。話をされる昨年度のモニターの方は、話を聞くと、どうもモニターの制度、設置に対する要望とか、全体的な話をされるという状況になると、問題になったのは任期ですから、それはやっぱり委員会で決めるべき課題であると思います。

長谷川知司委員 皆さんと同じ意見なんですけど、申し出られた方は、本当にありがたいので、その方の意見は、別の機会できちんと聞くということが一番いいかなと思います。任期については、この委員会の中で責任を持って決めるということで、どうでしょうか。

矢田松夫委員長 総体的に皆さんの御意見がそういうふうにとまりましたので、今回については、モニター経験者の方の参考人招致についてはしないということで行きたいと思います。そこで皆さん方にお諮りしたいんですが、残った課題が1年か3年かという任期の問題です。これについて決めると、例えば今言ったモニターの参考人の方、あるいは議会だよりとか、いろんな方向に支障が起こるわけですね。これについてどうし

ましようか、また別の日にちでやると、全体的にも遅れて、まず議会だ
よりが間に合わないですね。次に出すのが8月ですよ。6月議会の内
容について8月の盆のときに議会だよりを配りますが、ここで決断する
かしないかです。予定どおり7月1日からスタートするのかなのか。
ここだけ決めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

古豊和恵委員 私は7月1日にスタートするべきだと思います。

矢田松夫委員長 5時を過ぎましたので、延長します。5時15分まで休憩し
ます。

午後5時 5分 休憩

午後5時15分 再開

矢田松夫委員長 それでは休憩を解き、広聴特別委員会を再開します。先ほど
私のほうから、モニターの経験者の方を参考人として、モニター制度そ
のものについて御意見を述べたいと。非常にうれしいことでありまして、
皆さん方どうしますかということ投げ掛けたところ、少し議論が紛糾
しました。さらに皆さん方の御意見を頂きたいと思いますので、よろし
くお願いいたします。

長谷川知司委員 提案されたモニターの方は本当にありがたいと思います。で
すけど、議会モニター設置要綱については、この委員会で責任を持って
決めるべきじゃないかと思います。そういうことで、要綱は委員会で決
めさせていただいて、提案のありました方については、要綱を決まった
以上、運用あるいは過去の経験についての意見を述べて、それを私たち
の今後のために参考にさせていただきたい。そういう機会があれば設置
したいと思います。

矢田松夫委員長 皆さん、ほかに御意見はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）参考人については、この度は要請をしないということにしていきたいと思います。また別の機会で、参考人来ていただくということについても了解したということにしておきたいと思います。それから、先ほど議会だよりに間に合わない。その理由は、任期を1年にするか、3年にするかという結論が出ておりませんでした。これについては、今日中に決めないと、議会だよりと7月1日をめどにしたスタートにも間に合わなくなってしまうということがありますので、今日中に決めたいと私は思うんですが、皆さん方はいかがでしょう。御意見をお願いします。

岡山明副委員長 委員会として、皆さんの話を伺っております。定員、任期ということで第4条の第2項、市議会モニターの任期は、今の状況でいくと3年という形で皆さん承諾していただきたいと思っております。7月1日に委嘱状を交付するというので、3年ということで、しっかり頑張らせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

矢田松夫委員長 御意見はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今日の改正の中で、もう一度見ておきたい、確認していただきたいのは、第4条第2項、市議会モニターの任期は3年とするということでもいいですか。

吉永美子委員 ただし、再任を妨げない。これをどうしますか。今の流れでいくと、4年のうち、3年やっているんですよ。前が2年と1年でやりました。我々の任期の関係があつて、丸々4年は山陽小野田市議会の場合はやっていません。3年だったら、任期のときにその次がないんですよ。ということは、再任を妨げないという考えはどう思っていたらいいかなあと思って。次の任期のときまで考えておくのか、次の議会ですね。そのときに再任でもいいですよ。これはどうなるんですかね。どう考えたらいいでしょうか。

島津議会事務局次長 山陽小野田市議会モニター設置要綱は、改正されない限り続いていきますので、改選を超えて、またモニターを募集しようというときは、これを基に行うこととなりますから、そのときに3年任期の方が、もしもう一度応募されようといったときに、この一文がありましたら、また応募できるということになります。

矢田松夫委員長 そういうふうに行います。それから団体です。団体について、前は正副委員長が全部伺ったということですが、それぞれ顔なじみの委員が行ったほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

吉永美子委員 まず前提として、先ほど松尾委員から、消防団は今回は外したほうがいいのかと意見がありました。消防団の関係もございませうから、その御意見を尊重するとして、前回、参加していただいていた団体を優先して、お声掛けをすべきじゃないでしょうか。誰が行くとかというよりもまずは。

矢田松夫委員長 それは先ほど決めたとおりの6団体プラス、私立の幼稚園以下4団体については皆さん方が決めたとおりであります。決めた団体について誰が行くかというのを諮ったわけです。

吉永美子委員 先ほど6団体と決まったわけですから、全部がオーケーだったら6団体を超えるので、この中でまず、これまで参加していただいた6団体のうち1団体抜けますから、5団体に声を掛けて、5団体がいいですよと言われたら、プラス1団体になるんじゃないですか。全部オーケーを取ったら6団体を超えますよ。

矢田松夫委員長 6団体を超えても、超えたらいけないということはないんでしょう。超えてはいけんのか。（発言する者あり）

古豊和恵委員 団体6で、あと、個人が何人来られるか分からないので、団体は固定である。そして個人の場合は、モニター制度に興味のある方というのが、5人いらっしゃるか、10人いらっしゃるか、20人かも分からないわけですから、団体の枠はそれで止めるという話だったと思います。

矢田松夫委員長 依頼はしないということか。

古豊和恵委員 吉永委員が言われたように、まず、去年の5団体、消防をのけた5団体の一つずつ押さえていきます。そこが全部オーケーですよと言われたら、次にまた一つお願いするわけですよ。そこが一つオーケーだったら、もうそこでストップしないと、それを超えると個人が……

矢田松夫委員長 それを決めた。だから、誰が行くかというのを僕はさっき言ったの。顔なじみのほうがいいんじゃないかと。

松尾数則委員 だから5団体じゃなくて、先ほど言ったように若者会議、つまり僕は理科大生を必ず入れてほしいなと思っているんです。6ぐらいになるのかなと思っています。

矢田松夫委員長 団体枠はさっき言った。

松尾数則委員 6団体と言ったから、消防団が消えると、若者会議を入れたらちょうど6団体になる。大学生なんかをちょっと入れたいなと思っているんですよ。

古豊和恵委員 若者会議は理科大生もいらっしゃるけれど、市の職員の方のほうが多いんですかね。

吉永美子委員 先ほど発言しましたよね。若者会議は、理科大生だけじゃあり

ません。市の職員も入っているから、市の職員に入ってもらうわけにはいきませんということで、するんだったら若者会議じゃなくて、山口東京理科大学生でしょう。違うんですか。

松尾数則委員 団体名というのは、名前があったから僕はそう言っただけで、学生で団体を選ぶなら、そういった方式しかなかったかなと思って述べただけ。

吉永美子委員 先ほど発言があったんですよ。そのときに市の職員が入りますよと、市の職員は入れませんよねと言ったら、それで終わったんですよ。それでも若者会議の中から、理科大生も確かにいます。その中から出てくれというところを皆さんがどう捉えるかです。

島津議会事務局次長 若者会議は、現在はありません。（発言する者あり）団体が6ということなら、定員も16人程度というふうにしておきたいと思います。公募が10、それから団体が5程度かと思って言っていたんですけど、団体を6と決めるのであれば、16人程度として、公募は10人としたいと思います。

吉永美子委員 さっきの議論の中では、中島委員が公募は10人程度と言われましたよね。団体が6で、本当は16だけど、（発言する者あり）いやいや違う、議論の中で、団体が6だねという話になって、プラスだったら16だけど、15人程度だから、これでいいんだなと私は認識していたんですよ。びっしりやるんじゃないくて。例えば、公募が9人かもしれないよ。そうすると15人でしょう。程度だから。あんまりきっちりやらなくていいと思います。

島津議会事務局次長 分かりました。

吉永美子委員 先ほど関係がある人が声を掛けたほうがいいと言われたけど、

それはどうでしょうか。やはり広聴特別委員長から、この度もお願いしたいというほうがよくないですか。前回されているところについては特に、5団体がもともとされているわけですから、次も依頼が来たな、推薦のお願いが来たなというふうに思われるので、例えばAさんが小野田商工会議所の人をよく知っているから、そこに行くとかじゃなくて、役職として声を掛けたほうが良いと私は思います。

古豊和恵委員 私も委員がお願いに行くよりは、委員長がお願いに行かれたほうがよろしいかと思えます。

長谷川知司委員 委員長、副委員長、それプラス、親しい人がいらっしゃれば、その人も一緒になって行く。基本は委員長、副委員長が頼んで、プラスアルファで一緒に行くという可能性はあると思います。

矢田松夫委員長 正副委員長で行きます。

吉永美子委員 逆に新しいところ、まずは5団体が優先的ですね。その後に、全部オーケーだったとしても1団体足りないんですよ。だから、今、名前が挙がっている団体から、まずどこにお願いするか、年齢とか性別とか、いろんなそういうことを考えていただいて、個人的に思ったのは、幼稚園連盟、老人クラブ、市P連、保育協会ということが出てきましたけども、先進地の防府市もそうですが、そこは小学校のPTA連合会に参加していただいているんですよ。子育て中の人達ということで、まずは市P連というのはいかがでしょう。最初にお願いするところはと私は思うんですが、いかがでしょう。

長谷川知司委員 異議なしです。その次にもしあれば、幼稚園連盟か保育協会という若い人が属する団体のほうがいいかなと思います。

岡山明副委員長 ちょっとPTAのほうで、1年任期なら全然問題ないですけ

ど、3年ですから、PTAの役員は2年ぐらいしかせんのですよ。今回3年任期だから、PTAだったら途中でローテーションが掛かる形になってくると思うんですよ。そういう意味で、PTAは優先順位としてはちょっと低い位置に持っていったほうが、3年という任期ですから、その辺はちょっと変えていただきたいと思うんです。

吉永美子委員 防府市の場合は自治連が二人、女団連が一人、小学校のPTA連合会が一人で、団体は3団体の4名なんですよ。それで、任期が2年なんです。2年間だけど、人が変わったときは、残期間であるというふうになっているそうなので、団体の中で、連合会の会長が代わられたら、例えばその方が1年で代わったら、残りの2年を次の方とか、そういうことは可能と思いますよ。

矢田松夫委員長 それはもう何回も、去年の12月から議論してきたことですので、今更その話に戻すと、やっぱり1年間かとなってきます。ですから5団体を優先的にやっていくが、追加の分ですね。市のPTAと保育協会とその次は、（「幼稚園連盟」と呼ぶ者あり）はい。

松尾数則委員 もっと若い人を入れる手段はないかなという気がしている。例えば、高校生は無理かもしれませんが、大学生辺りは入れたいな、入れる手段がないかなと思っているんです。

矢田松夫委員長 もう、その話はさっき済んで、さっき団体を出した中で議論しているんです。追加の団体の話をすると、また話が戻るから、出た団体の優先順位決めてください。

古豊和恵委員 本会議が平日なんですよね。そうすると学生さんも勉強、授業があるだろうと思います。

矢田松夫委員長 もう1回言いますが、話が戻りますから、出された意見の中

で、優先順位を決めてください。

長谷川知司委員 私が一つ案を出します。1番が市P連、2番が保育協会、3番が私立保育園連盟、4番が老人クラブでどうでしょうか。

矢田松夫委員長 ということで、正副委員長で優先順位を決めて、その団体をお願い行くということですね。古豊委員、順番で行くとポスターの件をお願いします。それから、議会だよりの件は、枠がちょっと決まらないので、事務局に頼んでいいですか。

島津議会事務局次長 前回は参考にやりたいと思います。

矢田松夫委員長 お願いします。いろいろ12月からやってきましたが、7月1日をめどに取り組んでいきたい。（発言する者あり）ごめんなさい。7月1日スタートで、委嘱の日は別途決めていきたいと思います。任期のスタートは7月1日。

吉永美子委員 募集は5月15日から6月15日でよろしいですか。どうなんでしょうか。日にち的にどうなっています。別に曜日は関係ないですか。

矢田松夫委員長 5月15日から6月15日で。

吉永美子委員 いいですか。すっきりしますよね。そうすると、ポスターをいつまでに作っていただくとかいうのがあります。貼り出しの時間が要りますし、それをはっきりさせたいほうがいいと思います。ポスターをいつまでに完成させて、広聴のメンバーの手元に行くかということですね。

矢田松夫委員長 臨時議会の日程は分かったんかね。まだ分らないのかね。

島津議会事務局次長 毎年5月の末ぐらいに入っておりますが、まだ正式な日

程は決まっておりません。5月は曜日の関係で、5月16日に議会だよりの配布となります。ホームページ上も休みの日ですと挙げにくいところがありますので、5月16日から6月15日までを募集期間というふうにさせていただきたいと思います。

矢田松夫委員長 委嘱日までの日程について確認します。議会だよりの締切りが4月18日です。募集モニターの募集が5月16日から6月15日までです。5月9日までにポスターをお願いします。モニター設置要綱について、積み残しはないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ以上で広聴特別委員会を終わります。御苦勞様でした。

午後5時30分 散会

令和4年（2022年）4月13日

広聴特別委員長 矢 田 松 夫